

宿泊施設の皆さまへ

クーポン券利用施設の方は
裏面をご確認ください。

キャンペーン概要の要点を以下に記載いたします。

両面カラー印刷の「キャンペーン概要 どっぷり四万十！旅得キャンペーン」を併せてご確認ください
ますようお願い申し上げます。

- ・このキャンペーンは宿泊した方全員にクーポン券を配布するものではありません。
あらかじめ「どっぷり四万十！旅得キャンペーンクーポン付き宿泊プラン(仮称)」をご用意いただき、
自社のホームページ等から誘客を図ってください。また、ホームページ等のない施設は、電話予約を受
ける際に宿泊プランへの誘導をお願いします。
内容や料金は各宿泊施設で設定できますが、クーポン券が付いてお得であることをお伝えし、誘客促進
に繋げていただきますようお願い申し上げます。
- ・宿泊料金が発生する方のみがクーポン配布対象です。**宿泊料がない小人などは対象外**となります。
- ・連泊制限はかけません。
- ・**加盟宿泊施設、クーポン券利用施設のオーナー及び従業員に関してはクーポン配布対象外となります。**
- ・クーポン券の綴りの表紙に発行日を記入し、クーポン券裏面一枚ずつ全てに宿泊施設名の記入、もしく
はゴム印の押印をお願いします。
再配分が行われた際には、**宿泊施設名の修正をお願いすることがございます。予めご了承ください。**
また、再配分したクーポンの受取や、有効期限の切れたクーポンの提出を事務局が依頼した場合は、
速やかに対応いただきますようご協力をお願いいたします。
- ・クーポン券は、発行した宿以外の宿泊施設で、宿泊代金以外に使用が可能です。
(例) お土産の購入、レストランでの飲食、日帰り入浴など
※宿泊代金には使用できませんのでご注意ください。
※クーポン券を発行した宿泊施設内では使用できません。

クーポン券利用施設の皆さまへ

宿泊施設の方は裏面をご確認ください。

キャンペーン概要の要点を以下に記載いたします。

両面カラー印刷の「キャンペーン概要 どっぶり四万十！旅得キャンペーン」を併せてご確認くださいませようお願い申し上げます。

- ・お客様からのクーポン利用があった際には、発行日と宿泊施設名もしくは体験施設名が券に記載されているかご確認ください。
- ・誤って多く切り離した場合は、同じナンバリングのお客様控と合わせて社判を押し対応してください。
- ・釣り銭は支払わないでください。
- ・クーポン券の利用分には領収書が発行されません。
(領収書を発行する場合は、金額は現金分のみを記載してください。)
- ・**加盟宿泊施設、クーポン券利用施設のオーナー及び従業員に関してはクーポン配布対象外となります。**
- ・**クーポンの再配分が行われた際には、宿泊施設名が手書きで修正されたクーポン券をお客様がお持ちになることがございます。有効期限内であれば他のクーポンと同様にお受け取りをお願いいたします。**

※クーポン券の使用対象にならないもの※

- ・土地又は家屋の購入、家賃、地代及び駐車料等
- ・現金への換金、寄附、有価証券の購入及び債務の支払
- ・ビール券、図書券、その他商品券、切手、官製はがき、印紙及びプリペイドカード等
- ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等
- ・税金、官公庁の公共料金、電気量、水道料、電話料、インターネット通信料及びテレビ受信料等
- ・社会通念上不相当とされるもの
- ・その他、市長が不適當であると認めるもの

精算について

- ・**使用済みクーポン券の裏面に必ず施設名を記入してください。(ゴム印での押印も可) 宿泊施設名と重ならないようご注意ください。**
- ・同封の「どっぶり四万十！旅得キャンペーン 換金方法・精算カレンダー」をご確認ください。
- ・**精算締切日を事前に LINE で通知します。四万十市観光協会公式アカウントの登録をお願いします。**

注意点

以下の場合には換金できません。ご注意ください。

- (1)紛失、盗難、その他故意又は過失により減失したとき。
- (2)最終精算締切日の令和7年2月8日を超過したとき。
- (3)欠損又は汚損により、クーポン券に印字された識別番号が確認できないとき。

体験事業者の皆さまへ

キャンペーン概要の要点を以下に記載いたします。

両面カラー印刷の「キャンペーン概要 どっぷり四万十！旅得キャンペーン」を併せてご確認ください
ますようお願い申し上げます。

- ・このキャンペーンは体験した方全員にクーポン券を配布するものではありません。
あらかじめ「どっぷり四万十！旅得キャンペーンクーポン付き体験プラン(仮称)」をご用意いただき、
自社のホームページ等から誘客を図ってください。また、ホームページ等のない施設は、電話予約を受
ける際に体験プランへの誘導をお願いします。
- ・体験事業者とは、観光客誘客のために普段より活動をしている事業者のことを言い、従来より地元の方
をターゲットにしている事業者は除きます(陶芸教室、カーブス等)。
- ・体験料が1,000円以上の場合のみクーポン付きプランとすることができます。
- ・体験料金が発生する方のみがクーポン配布対象です。**体験料がない小人などは対象外**となります。
- ・**加盟体験施設、クーポン券利用施設のオーナー及び従業員に関してはクーポン配布対象外となります。**
- ・クーポン券の綴りの表紙に発行日を記入し、クーポン券裏面一枚ずつ全てに体験施設名の記入、もしくは
はゴム印の押印をお願いします。
再配分が行われた際には、体験施設名の修正をお願いすることがございます。予めご了承ください。
また、再配分したクーポンの受取や、有効期限の切れたクーポンの提出を事務局が依頼した場合は、
速やかに対応いただきますようご協力をお願いいたします。
- ・体験事業者が、体験事業以外の業種(小売り、飲食店等)運営している場合は、クーポン券利用施設と
して登録することが出来ます。裏に説明書きがありますのでご覧ください。

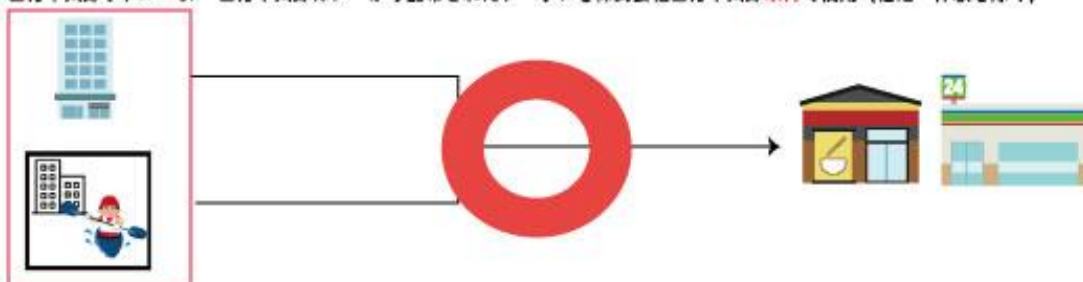
体験事業者はクーポン配布事業者の登録となります。(クーポン受取事業者として登録することは出来ません)
 但し、体験事業以外の業種(小売り、飲食等)運営している場合は、クーポン利用施設として登録することが
 出来ます。

(例) 会社名:株式会社 四万十太郎

業種 : 宿泊業・・・ホテル経営(四万十太郎ホテル) → クーポン配布事業者(宿泊)として登録可
 体験業・・・カヌー体験(四万十太郎カヌー) → クーポン配布事業者(体験)として登録可
 小売業・・・売店(四万十太郎ストア) → クーポン利用施設として登録可



① 四万十太郎ホテル or 四万十太郎カヌーから配布されたクーポンを株式会社四万十太郎以外で使用(宿泊・体験を除く)



② 株式会社四万十太郎以外の宿泊施設で配布されたクーポンを四万十太郎ストアで使用



③ 株式会社四万十太郎以外の宿泊施設で配布されたクーポンを四万十太郎カヌーで使用



④ 四万十太郎カヌーで配布されたクーポンを他の体験事業者で使用

